# 現況

# 1

## 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

年度 項目	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
正味収入保険料	4,309 ( △ 75.6%)	5,294 (22.9%)	10,525 (98.8%)	12,429 (18.1%)	12,485 (0.4%)
保険 引受利益 (対前期増減(△)率)	9,081 (694.4%)	△ 2,388 ( △ 126.3%)	△ 2,335 –	△ 512 –	401 -
経常収益 (対前期増減(△)率)	17,281 ( ∆ 5.4%)	5,407 ( △ 68.7%)	10,658 (97.1%)	12,582 (18.1%)	13,218 (5.1%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	9,258 (833.7%)	△ 2,347 ( △ 125.3%)	△ 2,280 –	△ 493 –	597 –
当期純利益 (対前期増減(△)率)	4,815 (527.5%)	△ 3,161 ( △ 165.7%)	△ 2,286 –	△ 177 –	339 –
正 味 損 害 率 (損害調査費含む)	74.8%	49.0%	44.2%	38.9%	46.8%
正味事業費率(損害調査費除く)	108.8%	88.0%	59.4%	56.3%	53.2%
利息及び配当金収入 (対前期増減 (△)率)	34 ( △ 90.0%)	32 ( △ 6.9%)	27 ( △ 15.1%)	25 ( ∆ 7.8%)	46 (83.4%)
運用資産利回り	0.16%	0.17%	0.15%	0.14%	0.25%
資産運用利回り (実現利回り)	0.19%	0.16%	0.45%	0.32%	1.00%
時価総合利回り (参考)	0.51%	0.29%	0.61%	0.57%	△0.46%
運 用 資 産	20,297	18,391	17,846	18,680	18,529
責任準備金残高	6,634	6,788	8,631	9,329	8,915
有価証券残高	12,471	10,264	6,925	5,841	10,652
単体ソルベンシー・マージン比率	2,195.1%	2,072.3%	1,666.0%	1,433.1%	1,353.7%
配当性向	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	70.7%
資 本 金 (発行済株式総数)	5,000 (100,000 株)	5,000 (100,000 株)	5,000 (100,000 株)	5,000 (100,000 株)	5,000 (100,000 株)
純 資 産 額	13,784	10,641	8,374	8,230	8,333
総 資 産	23,348	20,659	20,819	22,098	21,900
従 業 員 数	243 名	198名	187名	182名	181名

#### 【代表的な経営指標の用語説明】

#### ①正味収入保険料

個人や企業などの一般の契約者から引き受けた保険料(元受保険料)に他の保険会 社から引き受けた受再保険料を加え、他の保険会社に支払った出再保険料を控除し た保険料をいいます。積立保険を取り扱っている場合には、積立保険料のうち、積 立部分の保険料も控除します。

#### ②保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費等の保険引受費用と保 険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減した保険引受損益 をいいます。

その他収支は、自賠責保険等に係る法人税相当額などをいいます。

#### ③経常利益

通常の経営活動を通じて毎期経常的に生じる利益をいいます。(損失の場合は経常損失)損害保険会社の場合、保険引受収益、資産運用収益、その他経常収益の合計である経常収益から、保険引受費用、資産運用費用、営業費及び一般管理費、その他経常費用の合計である経常費用を引いたものになります。

#### ④正味損害率

保険金支払業務に係る社費である損害調査費と正味支払保険金の合計額を正味収入 保険料で除した割合を正味損害率といいます。

(正味支払保険金+損害調査費) ÷正味収入保険料

#### ⑤正味支払保険金

元受保険に係る支払保険金と受再保険に係る支払保険金の合計から出再保険により 回収した保険金を控除した保険金を正味支払保険金といいます。

#### ⑥正味事業費率

保険引受に係る営業及び一般管理費と諸手数料及び集金費の合計を正味収入保険料で除した割合を正味事業費率といいます。

(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費) ÷正味収入保険料

#### ⑦当期純利益

経常利益に特別損益を加え、法人税及び法人住民税を控除し、法人税等調整額を加減した最終的な利益をいいます。(損失の場合は、当期純損失)

#### ⑧ソルベンシー・マージン比率

受力ルスフィス アンルー ア測を超えて保険事故が発生するリスクや、資産運用をめぐるリスク等に対して自己資本や準備金等の支払余力(ソルベンシー・マージン)がどの程度あるかを表した指標の一つです。200%以上であれば保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるとされています。

具体的な支払余力及びリスクについては、p.70 の単体ソルベンシー・マージン情報を参照してください。

#### 9純資産額

総資産額から総負債額を引いたものをいいます。

#### ⑩総資産

貸借対照表の「資産の部」の合計額のことをいいます。

## 2 会社の特色

#### ■世界規模から生まれる安定した経営体制

当社は、国内の旅行業最大手のJTBグルー プと、世界的な規模で損害保険事業を展開し ているAIGグループとの合弁会社です。この 両グループの支援体制が当社の経営を安定し たものとしています。

#### ■旅行保険のエキスパート

「旅行保険のエキスパート」として、当社の 専門性を支えているのがワールドワイドな サービスネットワークです。

JTBグループを含む600余りの保険代理 店による万全の販売・サービスネットワーク を展開しています。

また、日本人旅行者の多い海外36都市にお 客様対応デスクとして「Jiデスク」を設置し、 ご旅行先でのトラブルの際、「現地で的確に」 「迅速に(リアルタイムで)」「専門のスタッフ が日本語で」対応できる体制を整えています。 当社ならではの独自のシステムで、お客様の 安心で快適なご旅行をサポートしています。

#### ■お客様満足度の高い会社

当社では、保険金をお支払いしたお客様に アンケート調査にご協力いただき、事故の受 付から保険金支払いまでの事故対応につい て、意見をお伺いしています。その結果は「満 足・やや満足・普通」の回答が97.9%(2025 年3月31日時点)に達しており、大多数のお 客様から高い評価をいただいていると受けと めています。

「お客様に、より満足いただく」ことを目指 して、お客様を取り巻く多様化するリスクに 的確に対処、アドバイスができるようリスク コンサルティングにも注力しています。

#### ■クリエイティブで自由闊達な社風

創業以来、役員から若い社員まで率直に意 見を交わすことができる「自由闊達な社風」づ くりを進めてきました。社員一人ひとりが、

創意工夫して課題を解決し、協調して独自の 企業文化を創出してきました。社員の英知を 集め、当社を取り巻く環境変化に柔軟に対応 できる活力ある企業づくりを、今後とも目指 してまいります。

# 3

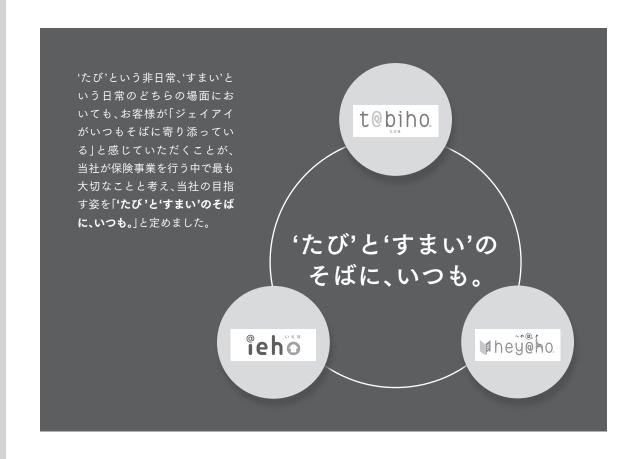
## 経営計画

#### (1)当社の目指す姿

2024年度は、2022年4月から2025年3月までの3か年計画として策定している「中期経営計画 ~ Value Innovator 2025~」の最終年度として、「デジタル融合によるビジネスモデルの変革」、「レジリエンス(柔軟性・対応力)の向上」、「サステナビリティ」を戦略の軸として掲げ、事業運営を行ってまいりました。

また、これまでの経営計画をさらに発展させ、洗練し磨き上げ明瞭化した新たな3か年計画として「中期経営計画~Value Innovator NEXT 2028~」を策定しております。新たな経営計画の中で、「当社の目指す姿」を『'たび' と'すまい'のそばに、いつも。』と定めました。

私たちは、'たび'と'すまい'におけるお客様への新たな価値創出を通じて、人々の安心かつ豊かな暮らしに貢献してまいります。



### (2) ビジョン、2028年の目指す姿、コアバ リュー(価値観)

新たな経営計画の中で当社の「ビジョン」、「2028年の目指す姿」、「コアバリュー(価値観)」を以下のとおり定めています。全ての社

員のオーナーシップとチームワークにより旅行保険、火災保険のバリュー・イノベーターとして、お客様への新たな価値創出のためのチャレンジを続けてまいります。

#### ビジョン

専門特化した分野でNo.1の商品・サービス・仕組みを提供し、お客様に信頼され、選ばれ、常に成長を続けます。お客様への新たな価値創出のためのチャレンジをし続け、保険事業を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します。

#### 2028年の目指す姿

旅行保険、火災保険のバリュー・イノベーター(\*)として「'たび'と'すまい'のそばに、いつも。」 を具現化している

\*バリュー・イノベーター(Value Innovator) お客様への新たな価値創出のためのチャレンジをし続け、次々と成果を生みだしている企業体

#### コアバリュー(価値観)

経営理念やビジョン、目指す姿を実現するために、私たちが大切にすべきもの

- 1. 多様な個性の尊重とチームワーク 多様な個性を認め合い、切磋琢磨することで、チームを活性化、力を結集し、イノベーションを生み出します。
- 2. お客様・社会のニーズ実現への飽くなき挑戦 お客様や社会が必要とする商品・サービスを見極め、優れた品質と適正な価格で提供 するため、挑戦を続けます。
- 3. 誠実と信頼を第一に常に"自分事"として行動 誠実と信頼を第一に、スピード感と困難に立ち向かう意志を持って、常に自分事とし て行動します。

### サステナビリティ(SDGs@JI)

当社は、海外旅行保険(Web 海外旅行保険、t@biho)、火災保険(hey@ho、ieho)、外国人技能実習生保険などの事業を通じ、サステナブルな社会の実現に向けて、全社一丸となって「SDGs@JI」に取り組んでまいります。

事業活動						
種目等	貢献できること	具体的な取組み内容	SDG	s17のゴール	SDGs ターゲット	
Web 海外旅行保険	完全ペーパーレス	・申込みから保険金請求まで 完全ペーパーレスを実現 (イレギュラーを除く)	13 外收定期に 男外的な対策を	気候変動に具体的な対策を	13.1	
t@biho hey@ho ieho	事故実例・予防情報の提供	・事故実例や事故の予防情報から危機管理意識を高めて被災 者数の抑制を図り、事故が発 生した際も保険金により日常 生活の継続に寄与	11 BARHSONS	住み続けられる まちづくりを	11.5	
外国人技能実習生保険	国際社会との調和ある発展を図るため、技能、技術又は知識の開発途上国等への	<ul><li>・外国人技能実習生を管理する 団体への保険の提供</li><li>・保険契約時のツール等の支援</li><li>・公平公正な立場での保険金支払い対応</li></ul>	1 <sup>NIII &amp;</sup> (cc)	貧困をなくそう	1.5	
	移転を図り、開発途・ 上国等の経済発展を 担う「人づくり」	・保険を通じて外国人技能実習 制度に協力し、技能実習生の 生活や技能習得を支援	17 ####################################	パートナーシッ プで目標を達成 しよう	17.9	

自己成長							
貢献できること	具体的な取組み内容 SD		s17のゴール	SDGs ターゲット			
経営理念、ビジョン、2028年の目指す姿、	・人の成長や挑戦を促し、やりがいを感じられる環境・組織へ変化し、仕事への責任・誇りとエンゲージメントを高める	8 manue	働きがいも経済成長も	8.5			
コアバリュー(価値観)の体現		5 XXXXX-TTRE	ジェンダー平等を実現しよう	5.5			

※「事業活動」、「自己成長」をジェイアイのマテリアリティ(重要課題)として取り組みます

また、社内にサステナビリティ推進チームを設置し、地域清掃活動(2024年8月31日に佐賀県佐賀市で行われたSAGA2024国スポ・全障スポ応援佐賀まちごみゼロ大作戦、2024年11月23日に佐賀市東与賀海岸で行われたACT CLEAN SAGA、2025年5月25日に東京都中央区で行われたクリーンデー)への参加、各種リサイクル活動(文房具、コンタクトレンズ容器)への参加等、様々な取組みを行っています。







# 4

## 2024年度事業の概況

#### ■事業環境

当期における日本経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、2024年3月にマイナス金利を終了、日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や春闘賃上げはバブル期以来の伸び率になる等、インフレ経済への回帰が見られる一方、物価上昇に伴い個人消費は二極化が強まり、回復はなお途上にあります。

当社と密接な関係がある観光関連産業では、国内旅行については、2025年2月までの当年度累計日本人延べ宿泊者数は前年同期比では97.6%となっており、観光支援策の終了や国内の物価高などの影響により横ばいの状態が継続しております。一方、海外旅行については、当年度累計の日本人出国者数は、前期比で122.7%と回復基調にあるものの、国内外の物価高、円安、世界的な政情不安などの影響により、2019年度比では74.4%と依然として回復のスピードは緩慢な状況です。

損害保険業界では、乗合代理店における顧客情報漏えい事案が発覚するなど業界の信頼を揺るがす不適切な行為が発生し、信頼回復に努めている状況です。また、激甚化する自然災害に対し、業界を挙げて全力で保険金のお支払いに取り組むとともに、自然災害リスクに関する啓発、地震保険の普及に向けた対応等を継続しています。

このような外部環境の下、当社においては、「中期経営計画~ Value Innovator 2025 ~」の最終年度として、「デジタル融合によるビジネスモデルの変革」「レジリエンス(柔軟性・対応力)の向上」「サステナビリティ」を戦略の軸として掲げ、事業運営を行ってまいりました。

#### ■営業活動

主力の海外旅行保険は、海外旅行市場の緩やかな回復を捉え、全体としては前期比11.7%増の9,098百万円となりました。ダイレクト商品である「t@biho たびほ」の直販並びにアライアンス先でのOEM販売では市場の回復を着実に捉えて堅調に推移した一

方で、旅行会社を通じた販売においては、店舗ネットワークの縮小やパッケージからFIT 化への参加形態の変化等により個人パッケージ旅行が市場の回復に対し伸び悩んだことに加え、旅行者に対しての海外旅行保険の需要吸収が不足していたことが影響し、増収とはなったものの市場の回復から大きく遅れて推移しました。

国内旅行保険は、前期比10.7%減の1,561 百万円となりました。修学旅行を対象とした 団体契約の不振および旅行会社を通じた個人 旅行の取扱い人員の減少による旅行特別補償 保険の減収により、国内旅行保険全体で減収 となりました。

旅行保険以外の一般種目においては、前期比20.3%減の2,698百万円となりました。その内、火災保険では、大型不動産管理会社とのビジネスが本格稼働し、賃貸借契約者向けの家財保険「hey@ho へやほ」が増収、ダイレクト火災保険「ieho いえほ」についてもUI/UX改善やアライアンスビジネスの開始もあり増収となりましたが、受再契約の解消により火災保険全体では減収となりました。

これらの結果、当期の元受及び受再契約の 収入保険料は、前期比2.1%増の13,396百万 円となりました。

#### ■品質向上に向けた取り組み

業務品質向上の取り組みにおいては、業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保するためのあるべき水準として設定している業務品質基準に基づき、内部管理態勢の整備を図りPDCAサイクルを運用してまいりました。

お客様の声に基づく取り組みは、お寄せいただいたお客様の声を一元管理し、業務改善および品質向上につなげるべく、「お客様の声検討委員会」にてその内容の分析ならびに改善対応の評価を行いました。

募集管理強化の取り組みとして、研修動画を作成し全営業部門所属社員に受講させるなど募集コンプライアンス意識の向上を図りました。また、「保険契約引受における独占禁止法上の留意点(損害保険代理店マニュアル追補版)」の作成など損害保険業界の構造的課題に関する取り組みを実施しました。

#### ■保険金のお支払いの状況

保険金の支払では、海外旅行の需要回復による事故増加等により、全種目事故件数は、前期比8.7%増の89,244件となりました。 事故件数は増加しておりますが、保険金支払に関するお客様満足度調査では、「満足」と「やや満足」の合計が95.1%と良好な水準を維持しております。

また、保険金支払に関する不服申出制度の 運用において、保険金支払再審査委員会の審 議等により適切な保険金支払に努めてまいり ました。

#### ■保険の引受の状況

保険引受収益のうち正味収入保険料は、前 期比0.4%増の12,485百万円となりまし た。一方、保険引受費用のうち正味支払保 険金については、前期比18.0%増の5,254 百万円となりました。正味支払保険金に 584百万円の損害調査費を含め正味収入保 険料で除した損害率は46.8%となり、前期比 7.9ポイントの増加となりました。また、保 険引受に係わる営業費及び一般管理費は、前 期比0.5%減の3,949百万円となりました。 この結果、損害調査費を除く正味事業費率は 53.2%となり、前期比で3.1ポイントの減少 となりました。なお、保険引受収益から保険 引受費用及び保険引受に係わる営業費及び一 般管理費を差し引いた保険引受利益は、前期 の512百万円の損失から913百万円改善し、 401百万円となりました。

#### ■資産の運用の状況・資産の状況

資産運用につきましては、従来から債券の 長期保有を主体とした安定運用を基本に行っ てきました。世界の金融市場については、欧 米を中心にインフレ鈍化を受けて、欧米の中 央銀行が金融緩和策に転じる半面、日本銀行 によるゼロ金利政策解除(金融引締め)と相異 なる市場環境が併存する格好となりました。

この様な運用環境の中、利息及び配当金収入は前期比83.4%増の46百万円となりました。有価証券売却償還損益については、前期比459.1%増の121百万円の利益となりました。また資産運用損益は、前期比176.4%増の185百万円となりました。

#### ■当年度の収益

経常収益は、保険引受収益が12,901百万円、資産運用収益が185百万円、その他経常収益が130百万円となった結果、前期と比較し636百万円増、5.1%増の13,218百万円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が8,551 百万円、営業費及び一般管理費が4,067百万 円となった結果、前期と比較し455百万円 減、3.5%減の12,620百万円となりました。

経常利益は、前期と比較して1,091百万円増の597百万円となりました。また、特別損益を加減した税引前当期純利益は、前期と比較して1,095百万円増の594百万円となりました。

法人税及び住民税75百万円、法人税等調整額180百万円を差し引いた当期純利益は、前期と比較して516百万円増の339百万円となりました。

資産の状況は、当期の総資産が前期比 0.9%減の21,900百万円となりました。一方、運用資産につきましては前期比0.8%減の18,529百万円となりました。

# ■来期(2025年度)に向けて当社が対処すべき課題

来期は、海外旅行市場は引き続き回復基調にありますが、米国の今後の政策動向、地政学リスクの不安、円安や物価高騰等が少なからず影響を及ぼすものと想定されます。これらを注視しながら、第一の柱である海外旅行保険の拡大に着実に取り組み、第二の柱である火災保険の拡大に引き続き取り組んでいくとともに、オペレーションの効率化と生産性向上、徹底的な経費コントロールに取り組んでまいります。

また、新たな「中期経営計画(2025年度 ~ 2027年度) "Value Innovator NEXT 2028"」の初年度となり、2028年の目指す姿として定めた、『旅行保険、火災保険のバリュー・イノベーターとして「'たび' と'すまい'のそばに、いつも。」を具現化している』状態を実現するため、デジタルを基軸に、さらなるサービス拡充とお客様に「価値」を実感いただける新たなサービスやソリューションの提供に努め、保険事業を通じサステナブルな社会の実現に向け全社一丸となって取り組んでまいります。

# 5

# トピックス

#### (1)海外サービス体制の充実

#### ①大学等の学校法人様向けサービスの提供

当社では、大学を中心とした学校法人様向けに危機管理サービスを提供しています。充実したサービスの提供により、多くの大学から評価をいただいております。

#### ②事故に関する広報

毎年実施している事故頻度や高額事故例 などのプレスリリースにより海外旅行保険 の必要性を周知しており、リリースした内容 はマスコミ各社で取り上げられています。

#### (2)主な商品内容・料率の改定

2024年度における改定は以下のとおりです。《海外旅行保険》

2024年11月21日、「t@biho たびほ」 (リスク細分型特定手続用海外旅行保険) に おいて、保険料決済手段の追加を行いまし た。

#### 《火災保険》

2025年2月3日、「ieho いえほ」(補償 選択型住宅用火災保険)において、2025年 4月1日以降危険開始契約を対象に、損害 保険料率算出機構が算出した参考純率に 倣った保険料の改定を行いました。

#### (3)全社員の8割がITパスポート資格を取得

当社では、社員のスキル向上の一環として、 国家資格であるITパスポートの取得を推奨 しています。2025年4月現在、ITパスポー ト資格取得率は全社員の83%(162名)に 達しました。今後も引き続き社員の成長を支 援し、さらなる資格取得を奨励してまいりま す。

### (4)2025年オリコン顧客満足度®調査「海 外旅行保険」で総合第1位を受賞

オリコン顧客満足度®調査は、海外旅行保険を取扱う保険会社13社について、海外旅行保険に加入した方、実際に保険金を受け取られた方を対象にオリコン株式会社が実施した調査です。本ランキングにおいて当社はこの度、海外旅行保険における総合1位を受賞しました。さらに、評価項目別ランキングでは「加入手続き」「商品内容」「受取額・支払いスピード」の3つの評価項目において第1位の評価をいただきました。



## (5)保険比較ライフィ『保険アワード2025 年度版』海外旅行保険、国内旅行保険の 部で第1位を受賞

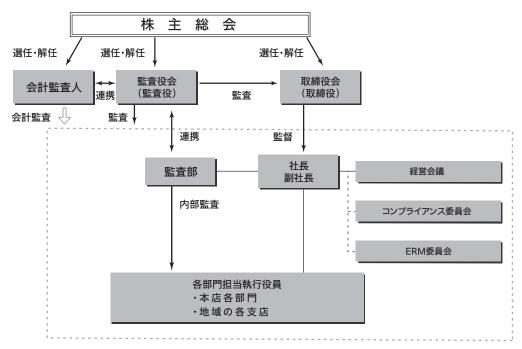
『保険アワード2025年度版』とは総合保険 比較&お役立ち情報を提供する株式会社ライフィが運営するサイト(保険比較ライフィ)に て、同サイトを通じて契約された保険商品を 対象に、保険種別ごとに契約件数をもとにし た年間ランキングです。

当社ではこの度、海外旅行保険「t@biho たびほ」と国内旅行保険「t@biho たびほ国内旅行よが、『保険アワード2025年度版』にて海外旅行保険の部と国内旅行保険の部において第1位を受賞しました。



# 6 コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、「お客様が原点」という経営理念にもとづき、安心と満足をすべてのステークホルダー に実現するためのコーポレート・ガバナンス態勢を構築しており、その態勢の概要は次の図のと おりです。



#### (1)取締役会・監査役会

取締役会は常勤取締役2名、非常勤取締役4名の計6名で構成されています。監査役会は 常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されています。非常勤(社外)監査役と当 社との間には特別な利害関係はありません。

#### (2)業務執行に関する意思決定プロセス

会社の全般的方針および重要な業務執行に関する事項については、常勤取締役および常勤 監査役・執行役員・本店部門長をもって構成する経営会議で協議し、決定しています。

### (3)内部監査態勢

内部統制の仕組みが適切に機能し、各部門における業務が経営方針・計画・諸手続きに準 拠して効率的に運営されていることを検討・評価することにより、財産の保全と経営効率の 増進および収益性の向上ならびに経営活動の適正かつ効果的な遂行に寄与するための提言を 行っています。監査の実施状況および監査結果を取締役会に報告しています。

# 内部統制システム構築に関する基本方針

(1)当社では会社法および会社法施行規則にもとづき、取締役会において「内部統制基本方針」を 定め、内部統制システムの構築および体制整備に努めております。

#### 内部統制基本方針

#### 1. 目的

この基本方針は、当社の経営理念の具現化に向け、 内部統制態勢全般の整備および運営に関する基本的 な事項を定めることにより、会社業務の適正を確保 することを目的とする。

#### 2. 定義

内部統制とは、会社業務の適正を確保するための 態勢を有効に機能させることをいう。また、それを 達成し得る組織を整備・運用し、業務の有効性およ び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる 法令等の遵守ならびに資産の保全を業務の目的とし て組み込み、全ての役職員によって遂行されるプロ セスを指す。

#### 3. 内部統制態勢の整備

当社は、当社の経営理念、事業の状況、財務の状況等を前提とし、業務の適正の確保の目的を達成するために、以下のとおり内部統制態勢の整備を行う。

(1) 取締役会による基本方針の決定と監督及び取締 役の役割

取締役会は、内部統制の整備および運営に関する基本方針を決定し、経営会議による内部統制の執行を監督する。

取締役は、善管注意義務・忠実義務を持って 適正な内部統制の実現を図る。

(2)組織・業務分掌・職務権限・規定

取締役会等は、経営理念及び事業計画を達成するために会社の経営組織および各組織の分掌業務を定め、業務執行の責任と権限を明らかにした職務権限を定めるとともに、この基本方針に基づき、必要な規定等を整備する。

(3) 内部統制態勢の検証

各組織は、自らが分掌する業務において適時 に内部統制態勢の適正性を検証するとともに、 検証結果について取締役会等に報告する。

取締役会等は、検証の有効性及び内部統制態勢の適正性を確認し、必要に応じて、組織・分掌業務・職務権限又は規定の改定を実施する。

- (4) 取締役および従業員の職務の執行が法令および 定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役および従業員の職務の執行にあたって

は法令等の遵守が最重要事項であることを徹底するとともに、遵守する体制を整備する。

- ② 当社の事業活動において法令等の遵守違反あるいはその可能性のある事項を早期に発見し 是正する体制を整備する。
- (5) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管 理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、 適切かつ確実に検索が可能な状態で保存・管理 するとともに、閲覧可能な状態を維持する。

- (6) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制 当社の健全性、収益性、あるいは信用等を失 うような損害を未然に防止するための管理体制 を整備する。
- (7)取締役の職務の執行が効率的に行われることを 確保するための体制
  - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として3ヶ月に1回以上、定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する
  - ② 事業活動における迅速かつ効率的な意思決定 を可能とするため経営会議を設置し、その役割 および権限等は上記(2)で定められた規定に 従うものとする。
  - ③ 経営方針を踏まえた経営計画を定め、当社が 達成すべき目標を明確化するとともに、この 経営計画に基づく具体的施策として年度ごと に事業計画を策定し、実施する。

#### 4. 内部統制態勢にかかる領域・項目

内部統制態勢にかかる領域および項目は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス
- (2) 商品開発
- (3)業務品質の向上
- (4) 保険募集管理
- (5)お客様保護等管理(保険契約管理、保険金支払管理、お客様の声への対応管理、外部委託管理、利益相反管理)
- (6)情報資産保護管理
- (7) リスク管理、危機管理・業務継続体制管理
- (8) 反社会的勢力への対応

- (9) 財務報告の信頼性確保と情報開示
- (10) 内部監査

#### 5. 監査役による対応

内部統制の推進にあたっては、監査役・監査役会への報告体制を整備する等、監査役との連携を図り、 法令等に従って監査が実効的に行われることを確保 する。

- (1) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制
  - ① 監査役の職務を補助すべき従業員を監査役が 置くことを求めた場合には、監査役補助者を 任命することとし、その決定には監査役の同 意を得る。また当該従業員に係る人事異動、 人事考課、処罰等の決定については監査役会 の承認を得ることとする。
  - ② 監査役補助者は、監査役会の業務を行うとき は監査役の指揮命令に従い、当該指揮命令に 関しては取締役会等あるいは取締役からの指 揮命令を受けないものとする。
- (2) 監査役への報告および監査役の監査が実効的に 行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、経営会議その他の重要な会議または 委員会に出席し、意見を述べることができる。
- ② 監査役は、重要な会議の議事録、取締役が決 裁を行った重要な稟議書類等をいつでも閲覧 することができる。
- ③ 取締役および従業員は、監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- ④ 取締役および従業員は、業務または経営に重大な影響を与える事項が発生した場合、また、法令等違反その他のコンプライアンス上の問題が生じた場合には監査役へ速やかに報告する。
- ⑤ 監査役に報告をした者が当該報告をしたこと を理由として不利な取扱いを受けないことを 確保する。
- ⑥ 取締役会等は、監査の実効性を確保するために、監査役が取締役、従業員、会計監査人等の間で積極的な意見・情報の交換ができる体制および必要に応じ弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備するものとする。

#### (2)運用状況の概要

内部統制基本方針ならびに関係する各基本方針に基づき、会社業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するなど、内部統制システムを構築し運用しています。また年次で運用状況を確認し、必要に応じた見直しを行うことで実効性のある内部統制システムを維持しています。

# 法令等遵守

損害保険事業は、社会性・公共性の極めて高い事業であり、国民経済や国民生活に密接にかかわり、必要不可欠な存在となっています。損害保険会社の使命は、その事業を健全かつ適切に運営し、保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図ることですが、それらにひずみが生じると保険契約者・被保険者はもとより、社会や経済の全般に大きな影響を及ぼすことになりかねません。そのために、損害保険会社には、ただ単に利潤を追求するのではなく、自己責任原則にもとづいて市場ルールに則り、公正・公平で自由な競争を行うことや、社会的規範に沿った行動を心がけるなど、一般の事業会社以上の高い企業倫理が求められています。当社は、社会的責任を認識しお客さまをはじめとするすべてのステークホルダー(利害関係者)の皆さまに対して、この損害保険会社のあるべき姿を具現するために、法令等遵守態勢を整備し、法令等遵守を推進しています。

#### (1)基本方針

当社では、法令等遵守(コンプライアンス)を、経営の最重要課題の一つと位置付け、その課題を 達成するために「コンプライアンスに関する基本方針」を以下のとおり定めています。

#### コンプライアンスに関する基本方針

### 1. 基本的な考え方

当社は、損害保険事業の公共的使命と社会的な責任を認識し、業務の健全かつ適切な運営の確保および信頼される企業を目指して、全ての事業活動においてコンプライアンスの推進を図る。

#### 2. 法令等の遵守

法令、各種ルールおよび社内規定等を遵守し、社会的規範・企業倫理に基づいた公正で 公平な事業活動を行う。

#### 3. コンプライアンス態勢の整備

コンプライアンスを推進し、取締役を含む全ての従業者の職務の執行が法令および定款 に適合することを確保するために以下の態勢の整備および運営を行う。

(1) コンプライアンスプログラム

コンプライアンス態勢の一層の充実と強化を図り、真のコンプライアンス確立のために 会社全体の実施計画であるコンプライアンスプログラムを年度ごとに策定する。

(2)規定・マニュアル等

全ての従業者が業務の遂行に際して遵守すべき事項を定めた「社員行動規範」および適 正な法令等遵守態勢の確立を定めた「法令等遵守規定」を整備し、それに基づき必要な 規定・マニュアル等を整備する。

#### (3)体制

#### ①委員会

コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項について、必要 な対応方を横断的に検討し、その取組みを評価・検討する。

②統括責任者および統括部門

全社のコンプライアンスの統括責任者として、コンプライアンス統括責任者を設置する。 また、コンプライアンスの統括部門を設置し、コンプライアンスに関する体制の構築・ 維持・向上を推進する。

③コンプライアンス責任者

各部門におけるコンプライアンスの実効性を確保するため、各部門の部門長をコンプライアンス責任者とする。

#### (2)コンプライアンスの推進

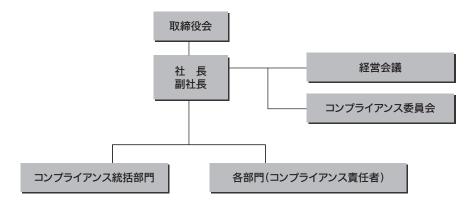
以下のような取組みにより、実効性のあるコンプライアンスを推進しています。

- ①コンプライアンスに関する規定・マニュアル等の整備・拡充
- ②コンプライアンスに関する研修や啓蒙活動
- ③不祥事故の未然防止・再発防止のための監査・モニタリング など

#### (3)内部通報制度の運用

業務の健全かつ適切な運営を確保し、あわせて公益に資することを目的として、社内・社外に通報窓口を設けて内部通報制度を運用しています。

#### 【 コンプライアンスの推進体制 】



# 9 反社会的勢力への対応

当社では、暴力団や総会屋など企業の経営、民事上の事件、スキャンダルなどに関連して、不当 な利益等の要求を行ったり、脅迫、暴行その他の違法行為により不当な利益等の実現を図ったり する目的をもった集団である、反社会的勢力に毅然と対応するために、「反社会的勢力への対応 に関する基本方針」において、基本的考え方、態勢の整備を定め、これに基づいた「反社会的勢力に 対する行動指針」を策定し、行動します。

#### 反社会的勢力への対応に関する基本方針

#### 1. 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる 対応に努め、警察や弁護士等とも連携して毅然とした姿勢で組織的に対応する。

#### 2. 反社会的勢力への対応態勢の整備

反社会的勢力との関係遮断のために、以下の態勢の整備および運営を行う。

#### (1)基本方針

反社会的勢力との関係遮断のために必要な事項を定めた「反社会的勢力に対する行動指 針」を整備し、それに基づき必要な規定・マニュアルを整備する。

#### (2)体制

反社会的勢力への対応に関する主管部門および統括窓口を設置する。主管部門と統括窓 口は弁護士・警察との連携を図り対応する体制とする。

#### 反社会的勢力に対する行動指針

#### 1. 目的

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応に努 め、公共の信頼性を維持し、業務の適切性および健全性を確保することを目的とする。

#### 2. 重点とする事項

#### (1)組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、組織全体 として対応し、役員および社員の安全を確保する。

#### (2)外部専門機関との連携

反社会的勢力からの不当要求等に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、 弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

#### (3)取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から の不当要求等は拒絶する。

- (4)有事における民事と刑事の法的対応 反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (5)裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力からの不当要求等が、事業活動上の不祥事や役員および社員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行わない。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

# 10 利益相反管理

当社では、お客様の利益が不当に害されることがないよう、「利益相反管理に関する基本方針」を定め、「利益相反管理規定」、「利益相反管理マニュアル」によりお客様の利益の保護のための態勢整備を図っています。

#### 利益相反管理に関する基本方針

#### 1. 基本的な考え方

当社は、当社が行う取引に関して、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理を行う。

#### 2. 重点とする事項

- (1) 当社が行う取引を検証し、利益相反のおそれのある取引を特定し、これを適切に管理する。
- (2) 利益相反管理を適切に行うために、教育・研修を実施し、役職員に周知・徹底する。

#### 3. 利益相反管理態勢の整備

(1)規定・マニュアル等

適切な利益相反管理のための基本的事項を定めた「利益相反管理規定」を整備 し、それに基づき必要な規定・マニュアル等を整備する。

(2) 体制

対象取引の特定および管理を統括するため、利益相反統括管理責任者および利益相 反管理統括部門を設置する。

# 11 個人情報の保護

当社は、個人情報保護の重要性を十分認識し、損害保険業について社会からより一層の信頼を得て、誠実に事業運営をするために、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」をはじめとして関連する法令や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じています。

また、従業員への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでおり、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

#### [個人情報保護宣言]

(個人情報保護に関する基本方針)

当社は、個人情報保護の重要性を十分認識し、損害保険業について社会からより一層の信頼を得て、誠実に事業運営をするために、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

\*本宣言(基本方針)における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

#### 1. 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。当社では、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、キャンペーンやアンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせやご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得する場合があります。

#### 2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記6. に掲げる目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。利用目的は、お客様にとって明確になるよう具体的に定め、ホームページ等で公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1)当社が取り扱う損害保険商品の販売およびこれらに付帯・関連するサービスの案内・提供(契約の引受審査、維持・管理、損害査定業務を含みます。)を行うため。
- (2) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため。
- (3)他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- (4)市場調査およびデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・ 研究のため。
- (5)各種イベント・キャンペーン・セミナーのご案内、各種情報の提供のため。

- (6) 当社社員の採用、代理店の新設・維持管理を行うため。
- (7)その他、上記に付随する業務ならびにお客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。 利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18 条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

#### 3. 個人データの第三者への提供

- (1)当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。 ①法令に基づく場合
  - ②当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む国内・海外の業務委託先に提供する場合
  - ③損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(下記6.情報交換制度等をご覧ください。)
- (2)当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。)には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等)について確認・記録します。

#### 4. 個人関連情報の第三者への提供

- (1)当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。
- (2)当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。

#### 5. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを国内・海外の事業者に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

- ((4)については、8.の個人番号および特定個人情報を含みます。) (1)保険契約の募集に関わる業務
- (2)損害調査に関わる業務
- (3)情報システムの保守・運用等に関わる業務
- (4)個人番号関係事務に係わる業務

#### 6. 情報交換制度等

(1)損害保険業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除する ために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、 一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

一般社団法人日本損害保険協会

ホームページアドレス

https://www.sonpo.or.jp/

(2)代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員等の採用等のために、損害保険

会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、 損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害 保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用します。詳細につきま しては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

一般社団法人日本損害保険協会

ホームページアドレス

https://www.sonpo.or.jp/

#### 7. センシティブ(機微)情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1)保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2)相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を 取得、利用または第三者提供する場合
- (3)保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4)法令等に基づく場合
- (5)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

#### 8. 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。

法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記6.の共同利用も行いません。

個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、5.10.11.15.をご覧ください。

#### 9. 契約内容・事故に関する照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または下記15. のお問い合わせ窓口まで、また事故に関するご照会については「ご契約のしおり」もしくは保険証券に添付の「保険の約款」に記載の『保険金請求に関するお問い合わせ』先または下記15. のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

10. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の 通知、開示・訂正等および利用停止等の手続き

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の 通知、開示・訂正等および利用停止等に関するご請求については、下記15. のお問い合わ せ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。通知および開示の請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果 に基づいて正確なものに変更させていただきます。

#### 11. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規定等の整備および組織的・人的・物理的・技術的な観点での安全管理措置に係る実施体制の整備等、委託先の監督や外的環境の把握等も含め十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記15.のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を128bit版SSL (Secure Sockets Layer)の高度なデータ暗号化システムを採用しお客様と通信しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

当社はクッキーを使用しています。また、クッキーを利用してお客様のサイト利用情報を収集する場合があります。なお、当社ではクッキーを用いた個人情報の収集は行っておりません。

詳細は当社Cookie (クッキー)ポリシーをご覧ください。

#### 12. 外国にある第三者への提供

当社は、ご本人の同意に基づき、再保険の引受保険会社等(海外にあるものを含みます。)に個人データの提供を行うこと(引受保険会社等から他の引受保険会社等への提供を含みます。)があります。なお、保険契約の申込みの時点では提供先の引受保険会社等が確定しないため、当該引受保険会社等が講じる個人データの安全管理措置や、移転先の国名は特定できません。

#### \*上記記載の引受保険会社等の所在国:アメリカ、イギリス、ドイツ

また、上記の再保険契約のため以外で、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたっては、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置を義務付けた委託契約を委託先との間で締結するとともに、適切な安全管理措置を講じていきます。

海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、下記15.の お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

#### 13. 仮名加工情報の取扱い

#### (1)仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

#### (2)仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

#### 14. 匿名加工情報の取扱い

#### (1)匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報(法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ①法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ②法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ③作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ④作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

#### (2)匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

#### 15. お問い合わせ窓口

当社の個人情報、個人番号および特定個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

ご本人からの求めがあった場合には、ダイレクトメールの発信停止など、自主的に利用 停止等の対応を行います。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関するご 連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号および特定個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報の取扱いや、保有個人データ、個人番号および特定個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報に関するご照会・ご相談ならびに安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

#### <お問い合わせ先>

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

所在地 〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワー X 16階

ホームページアドレス https://www.jihoken.co.jp/

電 話 03-6634-4000(代表) 所管部門をご案内いたします。

(受付は、土日祝日および年末年始を除く午前9時~午後5時に行っています。)

なお、ご契約内容に関する照会につきましては、以下にお願いいたします。

0120-877030(フリーダイヤル)

なお、当社は、個人情報保護法第47条に規定する認定個人情報保護団体である一般社団法 人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関す る苦情・相談を受け付けております。

#### <お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター東京(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京) 所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階 電 話 03-3255-1470

(受付時間:午前9時~午後5時 土日祝日および年末年始を除く)

ホームページアドレス https://www.sonpo.or.jp/

## 12 リスク管理

#### (1)基本的な考え方

お客様をはじめとするすべてのステークホ ルダーに安心と満足をもたらし、信頼される 健全な経営確保のため、保険会社は多様化・ 複雑化するリスクを適切・的確に管理するこ とが求められています。

当社は、全社的なリスク管理体制を構築し、 リスクを特定・測定・評価し、リスクを適切、 効率的に管理していくことを推進していま す。

当社では、事業目的の達成や計画の実現を 阻害する等の影響を与える恐れのあること、 さらには否定的な事柄だけではなく肯定的な 事柄や機会を生かせないこと等をもリスクと 捉えています。また、リスク管理の目的を、 リスクと収益の適切な均衡を図ることにより 経営の健全性を確保しつつ、最小限のコスト でリスクを想定される許容範囲内に抑えるこ とに置いています。

#### (2)組織体制

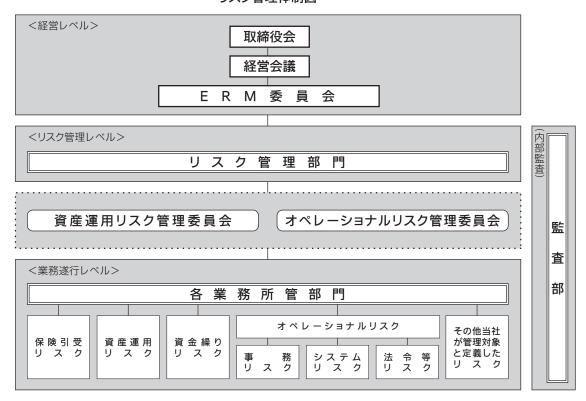
リスク管理体制は、組織横断的かつ継続的 に、職位あるいは職務内容に関わりなく、役 職員全員がリスク管理の役割と責任を負うこ とを基本としています。その上で、経営レベ ル(取締役会、経営会議、ERM委員会)、リス ク管理レベル(リスク管理部門)、業務遂行レ ベル(各業務所管部門)の3階層がそれぞれの 役割を果たすことで、リスク管理の実効性を 確保しています。

#### (3)許容するリスク

当社が許容するリスクは、経営の健全性を 確保するため以下のとおりとしています。

- ①事業目標に整合するリスク
- ②コンプライアンスに適合するリスク
- ③経営レベル、リスク管理レベル、業務遂 行レベルの各階層による適切な管理が可 能なリスク
- ④収益、資本と適切にバランスするリスク

#### リスク管理体制図



#### (4)リスク管理の目的

当社のリスク管理は、直面するリスクを総体的に捉えた上で、定量的に把握したリスク量を自己資本等と比較・対照し自己管理型のリスク管理を行うこと、および定量的に把握が難しいリスクについても当社が重要と認識するものについて定性的に特定・把握し管理を行うことで、リスクを会社の定める許容範囲内に抑えることを目的としています。

#### (5)リスク管理に対する取組姿勢

当社が直面しているまたは将来直面するであろう全ての予見可能な重大なリスクを認識した上で、以下のとおり対応することとしています。

- ①リスク管理は、全ての業務範囲において 統合的に実施する。
- ②リスク管理は、会社の組織を横断して継 続的に実行する。
- ③リスク管理は、全ての従業者により遂行 する。
- ④リスク管理は、潜在的事象を適切に管理 するための手段として、顕在化事象を把 握した上で遂行する。

#### (6)リスク管理の対象となるリスクカテゴリー

当社が管理するリスクの分類は以下のとおりとしています。

- ①保険引受リスク
- ②資産運用リスク
- ③資金繰りリスク
- ④オペレーショナルリスク
- ⑤その他、当社がリスク管理対象と定義し たリスク

#### (7)リスクの計量化

当社の様々なリスクが及ぼす影響を統合的に管理するため、分類された各リスクを統一的な尺度により計量化する取組を行っています。リスクを計量化する統一的な尺度として保有期間1年、信頼区間99.5%のバリューアットリスク(VaR)を用い、「保険引受リスク」および「資産運用リスク」のリスク量を算

出しています。また、「オペレーショナルリスク」についても適宜計量化を行っています。これら各リスクを統合して得られる統合リスク量を経営体力(自己資本)と対比することによって、リスク耐性の検証を実施しています。

また、バリューアットリスク(VaR)による リスク管理を補完するため、ストレステスト を実施することで、例外的であるものの蓋然 性のある大規模な自然災害や金融市場の混乱 等が発生した場合に、当社が被る潜在的な損 失額を検証しています。

#### (8)リスクカテゴリー毎のリスク管理

#### ①保険引受リスク管理

保険引受では、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社の経営に重大な影響を及ぼすことを認識する必要があります。そのために商品の開発・販売、既存商品の改廃または日常営業活動において目標の達成を優先するあまり想定以上のリスクを負担することのないよう、保険引受リスク管理規定等を定め、保険引受リスク管理規定等を定め、保険引受リスクの分析やリスク量の計測などを行っています。保険引受リスク管理上問題がある場合には、引受基準の強化、保険商品の改定、販売停止等の措置を行うことにより経営の健全性を確保することとしています。

### ◆再保険の方針

経営の健全性と事業収益の安定化を図るため、リスクの内容とその集積状況などを分析し、当社の資産、準備金の状況を鑑みた上で、引き受けたリスクを再保険(p.50参照)に付すこととしています。

出再にあたっては、経営の健全性を維持し、かつ効率的な再保険の取引条件を検討するとともに、各種格付などを参考として再保険会社の財務力(再保険金支払能力)を判断する信用度基準にもとづいたチェックを行っており、再保険金回収に支障のないよう集中度も考慮して再保険会社を選定し、再保険に係る信用リスクの軽減に努めています。

#### ②資産運用リスク管理

当社では、資産運用に関するリスクに 的確に対応するため資産運用リスク管理 規定等を定め、資産運用リスクの分析や リスク量の計測などを行っています。ま た、運用の現業部門とは独立した資産運 用リスク管理委員会を設置して牽制機能 を働かせるなど、リスク管理体制の整備 とリスク管理手法の高度化に取り組んで います。資産運用に関する各リスクの対 応は次のとおりです。

#### ア. 市場リスク

当社では、金利、為替、有価証券等の時価変動などにより資産価値が下落するリスクが顕在化した場合でも、その損失が会社経営に深刻な影響とならないよう対処しています。その管理手法としてバリューアットリスク(VaR)等を用い、リスクを定量的に管理しています。

#### イ. 信用リスク

当社では、資産運用額の大半を円建て債券とし、格付機関より高格付された債券に分散投資することにより、信用リスクの軽減、管理を行っています。

#### ③資金繰りリスク管理

当社では、収入の減少や支出の増加により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされ当社が損失を被ることがないよう、資金繰り管理規定等を定め、資金繰りリスクの分析や将来キャッシュフローの適切な予測を行っています。

#### ④オペレーショナルリスク管理

#### ア. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員や代理店等が正確な事務を怠ることおよび事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、事務リスク管理規定等を定め、事務リスクの特定・管理・計測・評価を行っています。また、リスク顕在化

事象を部門横断的に共有するためオペレーショナルリスク管理委員会を設置し、全社的な類似リスクを把握することで、更なるリスクの発現を予防しています。

#### イ. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステム不備に伴い、お客様や当社が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることによりお客様や当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、システムリスク管理規定等を定めシステムリスク管理を行うほか、リスク顕在化事象についてはオペレーショナルリスク管理委員会にて全社的な類似リスクを把握することで、更なるリスクの発現を予防しています。

#### ウ. 法令等リスク管理

法令等リスクとは、法令等の制定・ 改正等に起因するリスク、規制環境に おける変化に起因するリスク、あるい はコンプライアンスまたは規制の基 準、方針、実務を正しく理解しない、ま たは効果的に適用し遵守できないこ とによって起こるリスクをいいます。 当社では、法令等リスク管理規定等 を定めリスクの洗い出しを行い、オ ペレーショナルリスク管理委員会に おける情報共有等により、リスクの 発現を防止しています。また、リス クが発現した場合には損失の最小化 を図ります。

# 13

# 第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社は平成10年大蔵省告示第231号に基づく第三分野保険のストレステストの対象となる契約は有しておりません。



## CSR (企業の社会的責任) 推進に向けた活動

#### (1)当社のCSRへの取り組み

社会公共性の高い事業である損害保険会社は、企業としての社会的責任がますます重要 視されてきています。

CSR (企業の社会的責任)とは、「企業が社会という枠組みの中の一員として、社会とともに持続的発展を目指し、ステークホルダーとの交流を深めながら、経済・環境・社会に関する諸問題について、社会の信頼を得るために果たさなければならない自主的な取り組み」です。当社の経営理念にある「誠実で信頼される企業を目指す」ためには、CSRの取り組みは経営の最重要課題のひとつでもあります。

#### [CSRを実現するための宣言]

私たちはCSRを実現するために、次の7項目について宣言します

- ○本業を通じて社会に貢献します
  - ・損害保険会社の本来業務である保険の引受、資産の 運用を通じてすべてのステークホルダーの信頼を得ます。
- ○コンプライアンスに取り組みます
- ・高い倫理観にもとづき、コンプライアンスを徹底し、 公共的使命と社会的責任を果たします。
- ・「内部統制基本方針」にもとづき、内部管理体制の充 実に努めます。
- ○商品・サービス向上に取り組みます
  - ・利用者ニーズを推し量り、商品の開発や改良をすることで、より良い商品の提供に努めます。
  - ・海外旅行保険に関するリスクマネジメントやサービスを積極的に提供します。
- ○環境問題に取り組みます
- ・地球温暖化防止に協力し、美しい地球を次世代に残 します。
- ・限りある資源を効率的に利用し、環境にやさしい社会の実現を目指します。
- ○人を大切にする活動に取り組みます
- ・個人情報の保護を徹底するとともに、基本的人権を 尊重します。
- ・働きがいのある職場環境を目指し、人材開発をはかります。
- ○ボランティア活動に取り組みます
  - ・ボランティア活動への積極的な参加を目指します。
  - ・社員のボランティア活動への参加を応援します。
- ○ステークホルダーとの対話に取り組みます
  - 全てのステークホルダーとの対話に努めます。
- ・利用者満足度を高めるためにステークホルダーの意 見を積極的に取り入れます。

当社は、損害保険業という社会・公共性の高い事業を運営するために、広く社会や国民の信頼に応えるとともに、企業の社会的責任を十分認識し、「CSRを実現するための宣言」を制定し、推進しています。

当社は、お客様、株主、代理店、社員、行政機関、業界団体、地域社会などの当社を取り巻くステークホルダーの皆さんに支えられ、共生しています。社会・経済・環境のいわゆるトリプル・ボトムラインの3つの側面からの経営を行い、各ステークホルダーの皆さんと持続的に発展してまいります。

2024年度は、本業を通じて地道な活動をしてきました。

#### ①本業を通じた社会貢献

- ○お客様からの保険金請求について、迅速 な審査と迅速な支払いに努めています。
- ○お客様の保険契約締結をより確かなもの にするために、ご契約時に「重要事項説 明書」や「ご契約内容確認書」を取り交わ しています。
- ○パンフレット、保険契約申込書などについて、ペーパーレスや分かりやすいWeb サイトへの改善の観点から検討・分析を行い、見直しに努めています。

#### ②コンプライアンスの取り組み

- ○社員一人ひとりがコンプライアンス意識をしっかり認識するために、定期的に勉強会等を実施しています。
- ○お客様の保険金請求に際して、保険金支 払担当者が、費用保険などの支払い漏れ を未然に防止する機能をもったシステム を構築しています。

#### ③商品・サービスの向上の取り組み

- ○高等学校や大学などにリスクマネジメントサービスを提供しています。
- ○留学生などに健康相談サービスを提供しています。

#### ④環境問題への取り組み

- ○地球環境を保全し、CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)の 排出量抑制に資するため、紙の使用を削 減しペーパーレス化に取組んでいます。
- ○一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)等と連携しながら、環境問題に関する情報の収集等に努めています。

#### ⑤人を大切にする活動への取り組み

- ○お客様の苦情、紛争が費用や手間暇のかかる裁判になる前に、公正・中立な立場の指定紛争解決機関(指定ADR)を紹介し、お客様の権利を保護する制度を導入しています。
- ○個人情報の管理を徹底し、管理に関して 自主点検を実施しています。
- ○個人情報データなどが社外に持ち出され ないよう、データの保管をサーバーでの 管理としています。
- ○世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材の育成に貢献したいという思いから、「ほっかいどう未来チャレンジ基金(北海道未来人財応援基金)」を支援しています。主な活動として、渡航前リスクマネジメントセミナー等を通じて、若者の海外留学や実践活動をサポートしています。



#### ⑥ボランティア活動への取り組み

- ○使用済み切手を収集し福祉活動団体に寄贈する収集ボランティア活動、その他各種リサイクル活動(文房具、コンタクトレンズ容器)への参加を継続的に行っています。
- ○社員の一人ひとりがボランティア活動に 積極的に参加できるよう、ボランティア 休暇を制定し、ボランティア活動への参 加を奨励しています。

#### ⑦ステークホルダーとの対話への取り組み

- ○お客様からのご意見・ご要望を積極的に お伺いするために、ホームページ窓口を 開設しています。
- ○ホームページにお客様からいただいた、さまざまな声を公表しています。
- ○お客様からいただいた苦情やご意見を今 後の業務運営に役立てるため、業務部で 一元的に管理しています。

#### (2)損保協会の社会貢献への取り組み

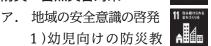
当社では、損保協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。

主な取組みは以下のとおりです。

#### ①防災・自然災害対策









育カードゲーム「ぼうさいダック」 の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています。

2)小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の推進を図っています。

また、万一の事態が起こったとき、

直ちに身を守る行動に繋げられるよう、大人と子どもが一緒に防災、防犯、 交通安全について学べる事前学習型 の教材(手引き)を作成し、子どもた ちの安全教育の推進に取り組んでい ます。

3)中学生・高校生向けの防災教育教 材の提供

自然災害によるリスクやその備え を学んでもらうため、教育現場で幅 広く活用いただく際の手引きとして 「防災教育副教材」を作成し、防災教 育の推進を図っています。

#### イ. 地域の防災力・消防力強化への取組み

1)軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、 小型動力ポンプ付軽消防自動車を全 国の自治体や離島に寄贈しています。 これまでの寄贈台数は3,521台(※) となっています。

※1952~2024年度までの累計、軽 消防自動車以外の消防資機材も含 んだ総数。

#### 2)防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁の協力を得て、全国統一防火標語を掲載した防火ポスター(総務省消防庁後援・20万枚)を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識の啓発・PR等に使用されます。



3) ハザードマップ等を活用した自然 災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」のほか、チラシ「水災への備え、本当に大丈夫ですか?」や同チラシの内容をベースに制作した啓発動画等を損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



4) 防災情報サイト「そんぽ防災 Web」での情報発信・ツール提供 「そんぽ防災Web」を通じて、防 災に役立つ情報やツールを提供して います。本サイトでは、「災害時の損害

保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。このほか、当協会の防災コンテンツ(動画やリーフレットなど)や過去の主な風水害の支払い保険金データ等、災害への備えに役立つコンテンツを利用者別・目的別に分かりやすく掲載しています。



#### ② 不正請求対策



ア. 住宅修理業者に関するトラブルへの注 意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保 険が使える」等と勧誘する業者と保険契 約者とのトラブルが急増しています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、消費者庁・ 金融庁・警察庁・独立行政法人国民生活 センターおよび一般社団法人日本損害保 険代理業協会の協力を得て、注意喚起チ ラシを作成しています。

また、より広く消費者の皆様にこのようなトラブルを認知していただくための動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、Webバナー広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。

さらに、業者とのトラブル等でお困り の方からのご相談を受け付ける「保険金 に関する災害便乗商法相談ダイヤル」を 設置し、被害防止に取り組んでいます。

イ.保険金不正請求ホットラインの運営 2013年1月から「保険金不正請求ホット ライン」を開設して、損害保険の保険金 不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



ウ.保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出 保険金詐欺防止ポスターを作成し、会 員会社や損害保険代理店等に掲出し、保 険金詐欺が重罪(※)であることを周知す るとともに、保険金詐欺をたくらむ人物 への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

第2項 前項の方法により、財産上不 法の利益を得、又は他人にこれを得さ せた者も、同項と同様とする。」

保険金の不正請求防止に関する理解を 深めていただくとともに、保険金不正請 求ホットラインを周知し情報を寄せてい ただくことを目的に、啓発動画を作成し 損保協会ホームページやユーチューブに 公開しています。



オ. 保険金不正請求の検知を目的としたシ ステムの運営

2018年10月から保険金不正請求疑 義事案の検知を目的としたシステムを運 用しています。保険金請求歴や不正請求 防止に関する情報を各社間で共有するこ とで、不正請求対策に役立てています。

# ③環境問題への取組み

#### ア. 気候変動対応の推進

気候変動は生命や生活基盤、経済シス テムを広く脅かす重大なリスクであり、 グローバルな対応が求められています。 これらに関する損保業界への期待に応 え、サステナブルな社会への円滑な移行 に貢献すべく、2021年7月に「気候変動 対応方針」を策定しています。また、「気 候変動ガイドブック」および「気候変動特 設ページ | を公開するとともに、業界内 の知見を深めるため実務者による勉強会 (意見交換会)を開催し、脱炭素社会の実 現に向けて取り組んでいます。

#### イ. 環境問題に関する目標の設定

「経団連 カーボンニュートラル行動計 画 | および「経団連 循環型社会形成自主 行動計画」に参加し、CO2排出量の削減 および廃棄物排出量の削減等について、 損害保険業界としての目標を設定し、そ の実現に向けて取り組んでいます。

ウ. 環境取組みに関する行動計画 「環境取組みに関する行動計画」を策定 し、環境問題に取り組んでいます。

#### 【具体的行動計画】

- 1.損害保険業を通じた取組み
- 2.社外への情報発信
- 3.地球温暖化対策
- 4.循環型経済社会の構築
- 5.社内教育·啓発
- 6.環境マネジメントシステムの構築と 環境監查

- 7.他の企業や組織等との協働
- 8.環境関連法規等の遵守

## 損害保険の普及啓発・理解促進活動

当社では、損保協会の一員として、損害保 険の普及啓発・理解促進活動に取り組んで おり、2015年9月に国連サミットにて採択 されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献しています。主な取 組みは以下のとおりです。

# ①普及啓発・理解促進







国民一人ひとりがより自立的で、安心か つ豊かな生活を実現するためには、損害保険 に関する金融リテラシー(「損害保険リテラ シー」) は欠かせない生活スキルの一つです。 消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損 害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適 切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保 険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

## <「生活スキルとして最低限身に付けるべき 金融リテラシー」>

金融経済教育研究会(事務局:金融庁)は、 保険商品に関する「生活スキルとして最低限 身に付けるべき金融リテラシー」として以下 を掲げています。

- 1)自分にとって保険でカバーすべき事象(死 亡・疾病・火災等)が何かの理解
- 2)カバーすべき事象発現時の経済的保障の 必要額の理解

消費者の皆さまに損害保険を理解いただく ための取組みとして、損保協会ホームページ や講師派遣活動などを通じて、損害保険に関 する各種情報を発信しています。

ア. 損害保険の普及啓発・理解促進

#### 1) そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支 援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設し ています。本サイトでは、損保協会 の教育支援ツール(教材)などを年齢 層別にまとめています。

#### 2)講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解し ていただくために、次のような各種 講演会を全国で開催しています。

- ・高校生や高校教諭を対象とした講 演会
- ・大学生を対象とした講演会
- ・一般消費者を対象とした各種講演 会
- ・消費生活相談員を対象とした各種 勉強会

# ②地震保険の普及・啓発



地震保険は、地震・噴火・津波による建物・ 家財の損害を補償します。法律に基づき国と 損害保険会社が共同で運営する保険であり、 被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定 に寄与する役割を担っています。

2023年度に火災保険を契約された方のう ち、約7割の方が地震保険に加入しています。 地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・ 啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命 となっています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損 害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インター ネット・ポスターなどの広告を用いた地震リ スクと地震保険の必要性を啓発する取り組み などを通じて、地震保険の理解促進および加 入促進を図っています。



### ③消費者行政機関等との 8 \*\*\*\*\* 対話・交流





各地域の消費者行政機関や消費者団体との 対話・交流を通じた意見・情報交換を実施し ています。また、各地域の消費生活相談員向 けに、損害保険に関する相談対応の参考とな るよう、勉強会を実施しています。

# 16

# 品質向上への取組みについて

め、保険金のお支払状況についてお知らせし ています。

#### (1)保険金のお支払状況について

当社では、お客様からの信頼にお応えする 取組みを推進し、さらなる品質向上を図るた

#### 保険金のお支払状況

〈2024年度〉 (単位:件)

		海外旅行保険	その他 ※注1	(合 計)
お支払件数		34,155	43,270	77,425
	詐欺無効	0	0	0
	告知義務違反解除	0	0	0
お支払対象とならなかった件数※注2	通知義務違反解除	0	0	0
	重大事由解除	0	0	0
	支払事由非該当	2,917	1,163	4,080
	免責事由該当	1,079	214	1,293
	(合計)	3,996	1,377	5,373

- (注1) その他とは、旅行総合保険、国内旅行保険、普通傷害保険、火災保険等のことをいいます。
- (注2) お支払対象とならなかった件数の内訳に関しては、下記用語の解説をご覧ください。

#### 〈上表の用語解説〉

用語	解説	
詐 欺 無 効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、保険契約が無効と	
	なったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。	
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事	
	実と異なり、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。	
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいただけなかったことなどにより、保険契約が解除と	
	なったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。	
重大事由解除	保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険	
	契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。	
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支	
	払対象とならなかった件数です。	
免責事由該当	携行品の紛失など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払対象と	
	ならなかった件数です。	

#### 〈半年毎のお支払状況の推移〉

				お支払件数	お支払対象とならなかった件数
2024年度	上	半	期	37,664	2,707
2024平反	下	半	期	39,761	2,666

#### 不服申出制度

保険金支払業務の適切性を確保し、お客様 保護をはかることを目的とし、保険金をお支 払いしたケースやお支払いにいたらなかった ケースに関して、その内容に対する不服申出 窓口を設置し、お客様にご案内しております。 不服申出がなされた事案については、検討・ 保険金支払再審査を行い、お客様保護の観点、 法令や約款、医学的見地、募集行為等に照ら して、支払査定の適切性をはかっています。

#### (2)「お客様の声」への取組み

当社では、業務部にて、お客様からのご不満ご要望などの声を一元的に管理しており、お客様からお寄せいただいた声を分析し、お客様満足度向上のための業務改善に取り組んでおります。

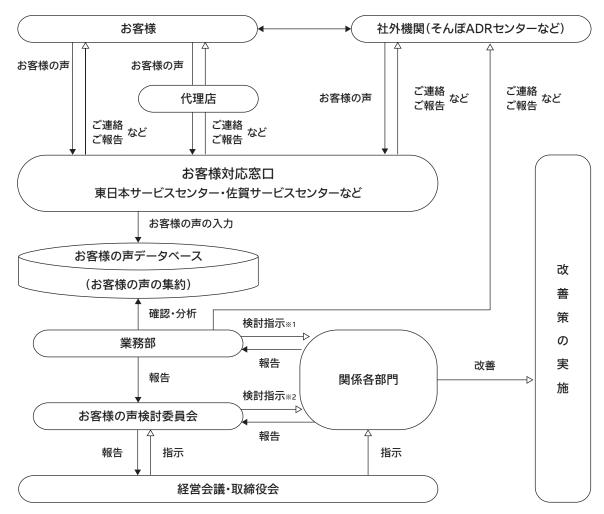
#### ①お客様の声に関する基本方針

お客様の声を真摯に受け止め、誠実かつ 迅速な対応を行うとともに、商品・サービ スの改善に努めます。

- ○お客様の声への対応を最優先の課題と位置づけ、迅速、適切かつ誠実に対応します。
- ○お客様の声に常に傾聴の姿勢で、積極的 に収集に努めます。
- ○お客様の声を商品・サービスの改善に活 かし、お客様満足の向上に努めます。

#### ②お客様の声を経営に活かす態勢

お客様からお寄せいただいたご不満・ご 要望などは、業務部に集約され、内容の分 析を行います。分析の結果、改善の検討が 必要であると判断した内容については、お 客様の声検討委員会で検討が行われ、関係 各部門に改善を指示します。また、改善が 適正に行われているかどうかの進捗管理も 行い、お客様の声が着実に経営に反映され るよう万全の態勢を構築しています。



## ③お客様の声(ご不満・ご要望)の受付件数

2024年度にお客様からお寄せいただいたご不満・ご要望の受付状況は次のとおりです。

お客様の声区分	代表的な事例	件数		
1. ご契約の手続き		!		
(1)商品内容(補償内容、契約規定等)	保険商品の内容に関するもの	2		
(2)契約更改手続き	満期のご案内の連絡不足・遅延に関するもの	0		
(3)契約内容などの説明不足	商品内容の説明不足に関するもの	2		
(4)契約内容などの誤案内	商品内容の説明誤りに関するもの	0		
(5)契約の引受(制限・謝絶等)	ご契約のお引受条件、制限に関するもの	0		
(6)募集方法	ご契約手続きに関するもの	0		
(7)接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	5		
(8)帳票類	申込書・パンフレット等帳票に関するもの	1		
(9)インターネット	インターネット契約に関するもの	4		
(10)その他(不明を含む)	上記以外のご契約の手続きに関するもの	0		
小計		14		
2. ご契約の管理				
(1)証券未着	保険証券の未着に関するもの	0		
(2)証券表示誤り	保険証券の記載内容の誤りに関するもの	0		
(3)異動(期間延長、被保険者増減員等)	ご契約の変更手続きの遅延や誤りに関するもの	2		
(4)取消•解約	ご契約の取消や解約手続きの遅延や誤りに関するもの	3		
(5)接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	0		
(6)その他(不明を含む)	上記以外のご契約の管理に関するもの	0		
小計		5		
3. 保険金のお支払い				
(1)認定金額	保険金のお支払い金額に関するもの	7		
(2)有無責	保険金が支払われないことに関するもの	5		
(3)処理遅延	保険金お支払い手続きの遅延に関するもの	6		
(4)処理方法・説明不足	保険金お支払い手続きの対応方法に関するもの	17		
(5)接客態度	社員や代理店のマナーに関するもの	13		
(6)その他(不明を含む)	上記以外の保険金のお支払いに関するもの	1		
小計		49		
4. 個人情報に関するもの		3		
5. その他		3		
合 計				

#### ④お客様の声に基づいた主な開発・改善例

2024年度は、以下の改定を行いました。

・リスク細分型特定手続用海外旅行保険において、決済手段が多様化している環境に鑑み、保険契約者の利便性を向上させるため、2024年11月に改定を行い、保険料の払込み方法にポイント 決済を追加しました。

#### ⑤事故対応に関するお客様満足度調査

お客様のご意見を把握し当社のサービスの改善・向上につなげ、経営改善に取組む方策として、お客様満足度調査を実施しております。この調査は、保険金をお支払いしたお客様に、事故受付から保険金支払いまでの事故対応について、アンケート協力をいただく調査で1998年9月より実施しております。実施結果は次のとおりです。

#### ア.対象

保険金をお支払いしたお客様にアンケート ハガキを郵送及びWebアンケートサイト をご案内し実施

#### イ.実施期間

2024年4月~2025年3月

## ウ.アンケート調査内容

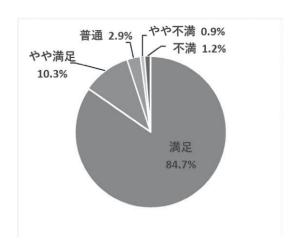
5段階評価

#### 工.回答率等

- 支払総件数;77,425件
- ·回答件数;3,297件
- 回答率:4.3%

#### オ.調査結果

事故対応についての全体的な評価



- ・「満足」「やや満足」の合算が、95.0%となっています。
- ・「満足」「やや満足」「普通」の合算が、 97.9%となっています。
- ・「やや不満」「不満」の合算が2.1%となっています。

#### ⑥お客様からのご不満・ご要望を承る窓口

お客様の声相談センター

フリーダイヤル 0120-532-200 受付時間:平日の午前 9時~午後5時 \*年末年始は除きます。

### ⑦手続実施基本契約を締結している指定紛争 解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の 指定を受けた指定紛争解決機関である一般 社団法人日本損害保険協会と手続実施基本 契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

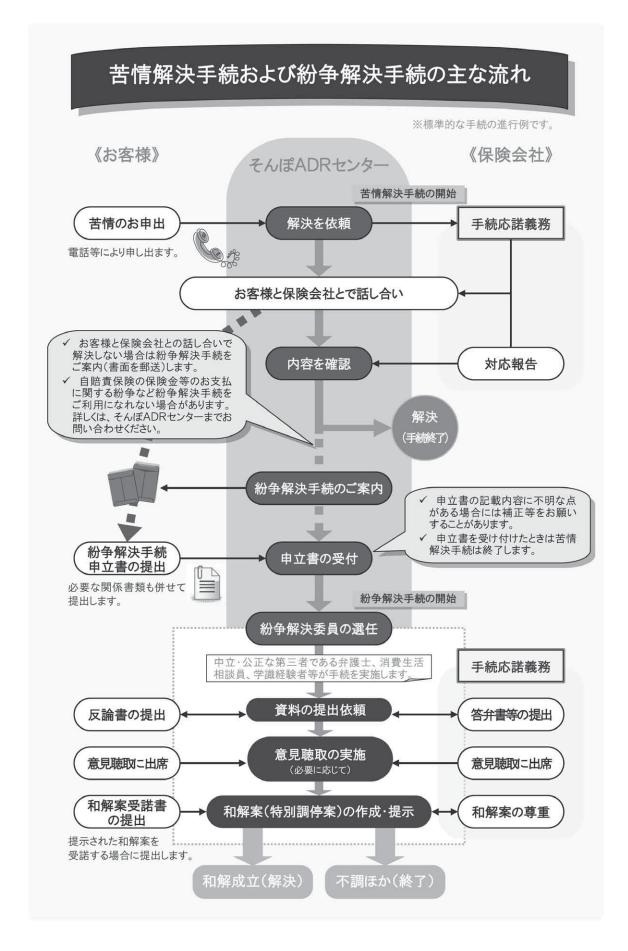
## 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)

0570-022808

受付時間:月〜金曜日(祝日・休日および 12/30〜1/4を除く)の午前9時15分〜午 後5時

- ※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料 割引サービスや料金プランの無料通話は 適用されませんので、ご注意ください。
- ※電話リレーサービス、IP電話からは以下の直通電話へおかけください。

名 称	直通電話
そんぽ ADR センター東京	03-4332-5241
そんぽ ADR センター近畿	06-7634-2321



# 17

## 取扱い商品

#### (1)販売商品の一覧

#### からだとレジャーの保険

## <u>リスク細分型特定手続用海外旅行保険</u> 「ATTENDあてんど」「t@bihoプライム」 「t@bihoたびほ」

旅行方面と年齢により保険料が異なる海外旅行保険です。保険商品(「ATTENDあてんど」、「t@bihoプライム」、「t@bihoたびほ」)によって補償内容や保険金額、ご提供するサービスが異なります。ご契約手続きからお支払い手続きまでをインターネットで行います。マイページでは、契約内容の確認や変更、付保証明書や保険料領収証の発行、保険契約証の発行依頼や保険金請求手続き等が可能です。





#### 国内旅行保険

国内旅行中の事故によるけがについて保険金をお支払いする保険です。熱中症と診断された場合にも保険金をお支払いします。また、携行品損害や航空機欠航・着陸地変更による宿泊費用をオプションでセットすることで身の回り品の盗難や飛行機が欠航した際にも保険金をお支払いします。



#### 旅行事故対策費用保険

旅行会社等が取り扱った旅行に参加中の旅行者が事故によってケガ等をした結果、その会社が負担する見舞費用、救援者費用やその他の費用等について保険金をお支払いする保険です。



#### 旅行特別補償保険

企画旅行参加中の旅行者がケガまたは携行品の事故に遭ったことにより、旅行業約款に基づき旅行会社が支払う補償金に対して保険金をお支払いする保険です。

#### 学校旅行総合保険

学校教育の一環として行われる国内および 海外への修学旅行、遠足等を対象とする保険 です。旅行参加者に対してはケガ、病気(海 外のみ)、個人賠償責任、救援者費用等を、学 校に対しては緊急対応費用、損害賠償責任、 参加者が死亡した場合の弔慰費用等の保険金 をお支払いします。





#### 住まいの保険

## <u>持ち家専用補償選択型ダイレクト火災保険</u> 「ieho いえほ」(補償選択型住宅用火災保険)

住宅物件を対象としたインターネット申込 専用の住宅用火災保険です。必要な補償内容 を選択してインターネットから申し込む保険 商品で、建物の所在地、構造および築年数に 応じた保険料体系となっています。保険契約 締結後は、インターネット上に開設した専用 のマイページで、契約内容の確認や、契約内 容変更などのお手続を行うことができます。



#### リビングサポート保険

生活用動産(家財)について生じた偶然な事故による損害に対して保険金をお支払いする保険です。さらに、引越中に生活用動産に生じた損害、家主に対する借用住宅の修理費用等についても保険金をお支払いします。また、特約をセットすることでドアロック交換費用、給排水管修理費用等についても保険金をお支払いします。



## ◎月払いリビングサポート保険総括契約 「hey@ho へやほ」

不動産管理会社を保険代理店かつ保 険契約者として、リビングサポート保険 に「総括契約に関する特約(毎月報告・毎 月精算)」をセットした契約です。保険契 約者が管理する賃貸住宅戸室の賃借人が Webを通じて加入登録を行った家財を 総括的に保険の対象とします。



#### 地震保険

住まいの火災保険にセットして引き受け、 住居として使用される建物や家財についての 地震、噴火、津波による火災、損壊、埋没、流 失により生じた一定基準以上の損害に対して 保険金をお支払いする保険です。

### 興行と動産の保険

#### 興行中止保険

偶然な事故や気象状況等によりコンサート、スポーツ・イベント等の興行が中止になったことによる主催者の損害等について保険金をお支払いする保険です。

#### 動産総合保険

海外に持ち出す動産に生じた偶然な事故による損害に備える保険です。個人・法人が所有し、日常生活や仕事に使用するカメラ、楽器等が対象となり、ご旅行中の期間(保険期間)を通じ携行中、使用中に生じた損害が補償の対象となります。



#### (2)主な商品改定

2023年4月~2025年3月における主な 商品内容・料率の改定は以下のとおりです。

#### ○国内旅行保険の改定

2023年7月3日以降の保険責任開始契約から、「t@biho国内旅行」の販売を開始しました。

(2023年7月)

### ○興行中止保険の改定

2023年10月1日から、一部マーケットにおいて「新型コロナウイルス感染症+季節性インフルエンザ対応国内学校旅行キャンセル費用保険」の販売を開始しました。

(2023年10月)

## ○持ち家専用補償選択型ダイレクト火災保険 「iehoいえほ」の改定

2023年12月1日以降の保険責任開始契約から、約款および保険料率の改定を行いました。

(2023年12月)

## ○持ち家専用補償選択型ダイレクト火災保険 「ieho いえほ」の改定

2024年6月1日以降の保険責任開始契約 から、引受規定について一部改定しました。 (2024年4月)

### ○持ち家専用補償選択型ダイレクト火災保険 「ieho いえほ」の改定

2025年4月1日以降の保険責任開始契約から、保険料率の改定を行いました。

(2024年11月)

# 18 各種サービスのご案内

### 海外旅行保険の各種サービス

SERVICE ①	   日本語で事故・トラブルの相談ができる、海外36都市の「Jiデスク」 
SERVICE ②	   キャッシュレスで治療が受けられる、「Jiキャッシュレス提携病院」 
SERVICE ③	   入院した場合などで駆け付ける「現地駆け付けサービス」 
SERVICE 4	   重症時に24時間迅速に対応する「緊急メディカルサービス」 
SERVICE ⑤	   旅行に関する各種情報提供や予約・手配ができる「トラベルサービス」 
SERVICE ®	   独自の海外ネットワークを駆使して提供する「危機管理サービス」 

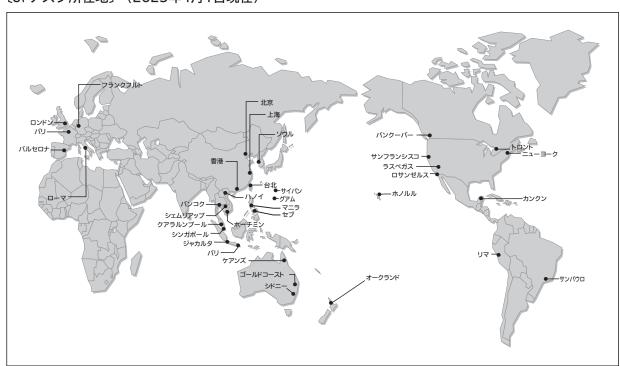
<sup>※</sup>サービス内容は、海外旅行保険商品(店頭用「ATTENDあてんど」等、ネット専用「t@bihoプライム」、「t@bihoたびほ」) によって異なります。

#### SERVICE1

#### 【Jiデスク】

Jiデスクは、日本からの旅行者の多い海外36都市に設置されたサービスデスクです。 お客様がトラブルに巻き込まれたりしたときの相談や、現地情報などのトラベルに関する相談 にも対応します。日本語で来店または電話で相談を受け付けます。

#### 〔Ji デスク所在地〕 (2025年4月1日現在)



#### [事故発生時のサービス内容]

※一部都市については、現地事情により提供できないサービスもございます。











●トラブル時の各種ご相談

●医師・病院の案内・予

●パスポート等の盗難時の 手続きのご案内

●病院や日本への移送機関 の手配









●病院等への支払保証

●ご家族への連絡 (ご希望の場合)

救援者の渡航時の お手伝い

●医療通訳・日本語ガイドの 壬配

●ご遺体の移送

#### SERVICE<sup>2</sup>

#### 【Jiキャッシュレス提携病院】

#### 【キャッシュレスメディカルサービス】

当社では、海外の医療機関と「Jiキャッシュレス提携病院」として提携し「キャッシュレスメディカルサービス」を提供しております。

一般的に海外では治療費が高額ですが、治療費の持ち合わせがなくても、キャッシュレス治療を受けることが可能であり、便利なサービスとして好評です。

#### [特 徴]

- ・すべての「Jiキャッシュレス提携病院」で 金額の多少に関わらず「キャッシュレスメ ディカルサービス」がご利用いただけます。
- ・日本語を話す医師が治療を行う病院もあります
- ・言葉でお困りの場合はJiデスクがお手伝い いたします。

#### SERVICE3

### 【現地駆け付けサービス】(ATTENDあてん ど限定サービス)

お客様に寄り添ったサポートをするため、 当社の海外ネットワークを活用したサービス を提供しております。

サービス対象となる都市において、ご利用 条件に該当するトラブル(パスポートの盗難 等)が発生した場合に、当社が手配するスタッ フがお客様のもとに駆け付け、通訳サービス を提供します。

#### **SERVICE**4

#### 【緊急メディカルサービス】

海外で発生する事故・トラブルを円滑に解 決するため、当社の海外ネットワークを活用 し、関係個所と連携を行い対応しております。

#### 〔主なサービス〕

現地で緊急入院が必要な場合等、お客様の容態が重症の場合は、Jiアシスタンスセンターが緊急対応を行います。

- ・病状・治療の経過報告
- ・治療費の支払い保証
- ・ご家族への連絡(ご希望の場合)
- ・救援者の渡航時のお手伝い
- ・病院や日本への移送機関の手配
- ・ 医療搬送時の付添医師・ 看護師の手配

#### SERVICE(5)

#### 【トラベルサービス】

当社では海外旅行保険にご加入いただいたお客様に、事故の場合以外でもご利用いただけるように旅行に関連した「トラベルサービス」を提供しております。

海外36都市のJiデスクで行うサービスであり、ホテル・レストランのご案内や予約、交通機関やイベントのチケット手配などのサービスを提供しております。

#### SERVICE®

#### 【危機管理サービス】(学校法人様向け)

海外に学生を送る学校の危機管理意識の高まりを受け、当社の持つネットワークを活用し、平時および緊急時における危機管理サービスを提供しております。

#### ア. 平時におけるサービス

海外のリスク情報の配信や危機管理をテーマにした動画の提供等を行います。

### イ. 緊急時におけるサービス

重大事故が発生した場合、学校が設置する 緊急対策本部の運営支援等を行います。

\*海外サービス全般において、状況により サービスが提供できない場合、また実費が 発生する場合がございます。詳細につき ましては、当社のホームページやサービス ガイドブックなどのサービス案内または 当社までお問い合わせください。

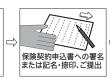
## 19 保険募集















#### (1)契約締結の仕組み

損害保険の募集は、保険会社の社員または 保険会社から保険契約を結ぶ権限を付与され た代理店が行っています。

保険会社の社員または代理店は、お客様の ご意向を把握し、パンフレットや重要事項説 明書(契約概要・注意喚起情報)などを用いて、 保険商品の内容をわかりやすく説明します。

お申込みいただく保険商品がお客様のご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことをご確認いただき、保険契約申込書にご署名または記名・捺印をいただきます。

お客様から保険料をお支払いいただいた 後、当社所定の保険料領収証を発行します。

後日、保険証券をお送りしますので、お申込みの内容どおりになっているか確認をお願いします。なお、海外旅行保険等については、保険契約の手続き完了と同時に、保険証券に代えて保険契約証を発行することにしています。

また、海外旅行保険、国内旅行保険、住宅向け火災保険については、インターネットによる保険契約の締結も行っております。

#### (2)クーリング・オフ制度

契約者保護の観点から、保険契約を締結した後であっても、ご契約をお申込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明が記載された書面または電磁的記録(例:ホームページ・電子メール等)による方法で受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金等を負担することなくお申込みの撤回または解除を行うことができる制度です。

クーリング・オフ制度は、保険期間が1年 を超える個人向けの契約(通信販売特約によ り申し込まれた契約や営業または事業のため の契約等を除きます)について適用されます。

#### (3)契約内容等の確認

ご契約締結前に、契約内容確認書や重要事項説明書などにより、保険商品がお客様のご意向に沿った内容になっているか、ご契約内容や保険料が適切であるかを、お客様自身にご確認いただく手続きを実施しています。

#### (4)代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社との間に締結した代理 店委託契約にもとづき、保険会社に代わって お客様との間で保険契約を締結し、保険料を 領収することを基本的な業務としています。

代理店の重要な役割は、適切な保険商品やサービスを提供し、お客様を様々なリスクからお守りすることです。このために、お客様のご意向に沿った保険商品やサービスを提供できるよう常に心がけています。

[代理店の主な業務内容]

- ①保険相談
- ②お客様の意向把握、保険商品の提案、保険 商品の内容説明、重要事項(契約概要・注 意喚起情報)の説明
- ③お客様の意向および契約内容の確認
- ④保険契約の締結、保険会社への報告
- ⑤保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- ⑥保険契約証の発行・交付
- ⑦保険契約の維持・管理(保険契約の内容変 更・解約等の受付け・手続きを含む)
- ⑧事故の受付け、保険会社への通知
- ⑨その他保険募集・契約の締結に必要な業務

#### (5)代理店登録

代理店として保険募集を行うためには、保 険業法第276条にもとづき内閣総理大臣の 登録を受けることが必要です。また、代理店 に所属して保険募集を行う募集人も、保険業 法第302条にもとづき内閣総理大臣に届出 を行うことが必要です。

注)保険業法第275条では保険業法第276 条に定める登録を受けた代理店若しく はその役員や使用人でなければ何人も 保険募集をしてはならない、としてい ます。

#### (6)代理店の資質向上

当社では、代理店が、お客様のニーズを的確に把握し、ニーズに適応した保険商品やサービスの提供を常に行うことを目指しています。

そのために、代理店に対して所定の教育制度を設け運用したり、お客様対応状況、法令等遵守状況、業務遂行状況などについて確認・ 指導を行ったりして代理店の資質向上をはかっています。

#### (7)代理店教育

一般社団法人日本損害保険協会では、募集 人がお客様に対して保険商品に関する重要事 項を適切に説明するための知識について、損 害保険業界共通の内容で教育する制度とし て、「損保一般試験」を実施しています。本試 験は、「基礎単位」と「商品単位」から構成され ており、いずれも5年ごとの更新制となって います。

当社は本試験を活用し、募集人のさらなる 知識向上に取り組んでいます。

#### 基礎単位とは

損害保険の販売に携わるうえで必要となる、代理店の役割、コンプライアンス、損害保険の基礎などの基本的事項を習得することを目的とした内容です。損害保険業界の自主ルールとして基礎単位の合格を代理店登録・募集人届出の要件としています。

#### 商品単位とは

保険商品の知識を習得することを目的とした内容で、「傷害疾病保険単位」「火災保険単位」等があります。募集人自身が取り扱う保険商品に応じた商品単位を取得する必要があります。

また、当社は、お客様にさらにご満足いただけるよう、主力商品を中心に学習教材を代理店に提供し独自の教育を実施しています。

#### (8)代理店数

2025年3月末時点における当社の代理店 数は、603店です。

## 20 勧誘方針

当社は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、お客様に保険商品を販売する場合の勧誘方針に関して、次の通り定め、適正な商品の販売活動に努めてまいります。

#### 〔勧誘方針〕

- 1. 各種法令等を遵守し、保険商品の適正な販売に努めます。
  - ○販売等にあたっては、保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する 法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守します。
  - ○お客さまに商品内容を正しくご理解いただけるよう説明方法等を創意工夫し、適正な 販売・勧誘活動を行います。
- 2. お客さまの意向と実情に応じた勧誘に努めます。
  - ○お客さまの保険商品に関する知識・加入経験、加入目的、資力の状況等、商品の特性に 応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に沿った商品の説明およ び販売に努めます。
  - ○お客さまと直接対面しない販売等 (例えば通信販売等) を行う場合においては、説明方 法等を創意工夫し、お客さまにご理解いただけるよう努めます。
  - ○販売・勧誘活動は、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分な配慮 をいたします。
- 3. 保険金の不正取得防止に努めます。
  - ○保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう常に努力してまいります。
- 4. お客さま情報の取扱いに万全を尽くします。
  - ○お客さまに関する情報については適正な取扱いを行い、プライバシー保護の観点から、 その管理に万全を努めます。
- 5. 保険事故が発生した場合には、適切な対応に努めます。
  - ○保険事故が発生した場合には、迅速かつ公正な対応に努めます。
- 6. お客さまの満足度を高めるよう努めます。
  - ○お客さまの様々なご意見の収集に努め、その後の販売・勧誘活動に活かすことにより、 お客さまの満足度が高まるよう努めます。

## 21

## 保険の仕組み

#### (1)保険の仕組み

損害保険制度とは、偶然な事故による損害を補償するために、同一の危険にさらされている多数の人々が統計学に基づいて算出された保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

#### (2)保険契約の性格

保険契約は、所定の事故による損害について保険金を支払うことを保険会社が約し、その対価として保険料を支払うことを保険契約者が約する契約(有償・双務契約)です。当事者の合意のみで成立する諾成契約の性質を持っていますが、多数の契約を迅速・正確にお引受するため、実務上は所定の申込書を作成し、ご契約の証として保険証券を発行しています。

(注)当社では、「保険証券の発行に関する特約」を付帯して保険証券の発行を省略する場合があります。

#### (3)再保険

再保険とは、保険会社が負担する保険責任の一部または全部を他の保険会社に引き受けてもらうことにより、危険の平準化、分散化を図ることをいいます。

この再保険により巨大損害や異常災害の 発生に備えるとともに、保険会社の引受能力 を増大させることで事業の安定を図っていま す。

(※)当社の再保険の方針については、p.25 参照

## 22

## 約款

#### (1)約款の位置づけ

保険約款は、目に見えない無形の商品である保険契約の内容、即ち保険契約の当事者である保険契約者と保険会社双方が持つ権利、 義務等について定めたものです。

保険約款は、保険種目ごとに標準的な内容を定めた普通保険約款と、個々の保険契約によって普通保険約款の内容に変更を加えたり、普通保険約款に規定されていない事項について定めたりする目的で、付属的にセットする特別約款(特約)により構成されます。

保険約款には、主に次の規定を記載しています。

- ①用語の定義
- ②保険金をお支払いする場合
- ③保険金をお支払いしない場合
- ④お支払いする保険金の種類、内容および金 額
- ⑤保険契約締結の際に、当社が重要な事項と して求めた事項にご回答いただく告知義務
- ⑥保険契約締結の後に、当社が告知を求めた 事項に変更が生じた場合にご通知いただく 通知義務
- ⑦保険契約の終了に関する事項(無効、失効、 取消し、解除)
- ⑧事故が発生した場合の義務
- 9保険金の請求手続

#### (2)ご契約時の留意事項

当社では、ご契約にあたり、保険商品の内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)、お申込みに際してお客さまに特にご注意いただきたい情報(「注意喚起情報」)をわかりやすく記載した書面(「重要事項説明書(※)」)をご用意しております。ご契約の際には、これらの書面を必ずご一読いただき、内容をよくご確認のうえ、また普通保険約款・特別約款(特約)の内容について十分な説明を受け、以下の点にご注意ください。

- ①ご契約内容を十分にご確認ください。
- ②保険申込書は正しくご記入ください。
- ③適切な保険金額でご契約ください。 申込書に記載された内容も契約内容として 保険契約者と損害保険会社の双方を拘束し ます。
- (※)名称は保険商品により一部異なることが あります。以下同じです。

なお、「重要事項説明書」の内容をご理解いただいた旨の確認として、所定欄に署名または捺印いただき、また、ご契約内容のご確認のため、申込書の写等を交付することとしております。

保険商品により、契約締結前のお客様の意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを意向確認書で確認しております。

#### (3)約款に関する情報提供方法

保険のご契約にあたって保険の内容をよく ご理解いただくために、当社では、パンフレットや「ご契約のしおり」、「重要事項説明書」を 用意し、約款の内容の概略をご案内していま す。

これらのご案内には、告知義務(ご契約時に保険会社が求めた事項について、ご回答いただく事項)・通知義務(ご契約後の変更に関して保険会社に連絡していただく必要のある事項)、保険金がお支払いできない場合、保険金の支払い方、ご契約金額の決め方、失効・

解約の取り扱いなど重要な事項が記載されています。ご契約にあたっては、必ずご一読ください。



### 保険料

#### (1)保険料の収受・返戻

お支払いいただく保険料は、傷害保険や火 災保険など保険金額(ご契約金額)に保険料率 を乗じて算出するものと、賠償責任保険など 保険金額(ご契約金額)別に保険料が定められ るものがあります。

保険料は、原則として保険契約の締結と同時に保険会社が領収すること(保険料即収の原則)となっており、保険期間(保険の契約期間)が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険会社は保険金をお支払いできません。

保険期間(保険の契約期間)中に危険の減少・増加などが生じた場合、また、保険契約が失効・解除した場合には、保険料の返還または請求をします。

#### (2)保険料率

保険料率は、保険金の支払いに充てられる 純保険料率(純保険料)と保険事業を運営する ための費用に充てられる付加保険料率(付加 保険料)によって構成されています。

火災保険料率ならびに普通傷害保険、交通 事故傷害保険などの傷害保険(基本)料率につ いては、損害保険料率算出機構が金融庁に届 け出た参考純率を使用または準用した料率を 適用しています。

地震保険料率については、損害保険料率算 出機構が金融庁に届け出た基準料率を適用し ています。

その他の保険料率(保険料)については、当 社が金融庁の認可を受けた、または届け出た 純保険料率(純保険料)を使用または準用した 料率を適用しています。

## 24

## 保険金のお支払い

#### (1)保険金のお支払いの仕組み

お客様が万が一事故にあわれた場合、ご契 約いただいた保険の内容に従い、迅速に保険 金のお支払いをさせていただくことが保険会 社の使命です。当社では、事故にあわれたお 客様に対し、親切・丁寧な事故の処理と迅速 な保険金のお支払いをさせていただくため に、本店(東京)ならびに佐賀の二拠点に損害 サービス担当者を配置し、一方の拠点が災害 等により業務不能の状況となった場合でも、 継続して事故の受付・ご相談・保険金のお支 払いを行えるよう体制を整えております。

#### 事故の発生から保険金のお支払いまで

- ①万一、事故にあわれた場合には、直ちに当社または当社代理店に事故の報告をお願いいたします。その際、ご契約者名、事故の日時、場所、事故状況、現状等をお伺いいたします。証券番号やご契約の内容もおわかりでしたら、併せてご連絡をお願いいたします。事故の報告が遅れますと、保険金のお支払いが遅延したり、お支払い出来なくなる場合もありますのでご注意ください。
- ②事故の報告を受付けますと、当社は事故の 受付登録、保険の契約内容等の確認を行い ます。
- ③当社社員または当社が依頼した損害調査会 社の調査員が事故の調査、確認等を行いま す。
- ④保険金請求に必要な書類を担当者からご案内いたします。
- ⑤ご契約者および関係者との折衝、ご提出書類にもとづく調査・確認等により、お支払いさせていただく保険金の額を決定いたします。

⑥保険金のお支払いは、国内においては、当 社より直接お客様の銀行口座にお振り込み し、また海外へは、海外送金することによ り、迅速なお支払いを行っております。

#### (2)新規事故受付窓口

事故にあわれたお客様へ24時間・365日 体制にて、事故の受付および必要書類のご案 内を行っております。

- ·海外旅行保険:0120-395-470
- ·国内旅行保険:0120-787-745
- ・その他の保険:0120-399-061

#### (3)保険金請求書類の受付窓口

保険金請求書類は、保険金請求書類受付センターにて受付し、データ処理を行い、損害サービス担当者はイメージ画面により保険金お支払い手続きを行っております。

①郵便物受付窓口

〒330-9890

さいたま新都心郵便局私書箱70号 「ジェイアイ傷害火災保険(株) 保険金請求書類受付センター」

②宅急便等受付窓口

〒330-0801

埼玉県さいたま市大宮区土手町2-15-1 小島MNビル2F

「ジェイアイ傷害火災保険(株) 保険金請求書類受付センター」

## (4)事故相談のご案内(新規事故受付は上記(2))

本店(東京)および佐賀においては平日午 前9時~午後5時の営業時間、事故のご相談を お受けしております。

## 25 業務の代理・事務の代行

当社は、2025年3月31日現在、保険業法第 98条の規定にもとづき、ソニー損害保険株式 会社、SBI損害保険株式会社から委託を受け、 「海外旅行保険に係る業務の代理および事務 の代行」を行っております。